

第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務

プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務の公募型プロポーザルの実施に当たり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

2 審査対象

審査の対象事業者は次に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) プロポーザル実施要領に記載の参加資格を有すること。
- (2) プロポーザル実施要領に記載の提案上限額以下の見積額を示すこと。

3 審査方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目について審査し、プレゼンテーション審査における各審査委員の評価を取りまとめ、単一の評価とする。

(2) 一次審査と二次審査

提案事業者が4者以上の場合、一次審査として書類審査を実施し、上位3者のみ、プレゼンテーション審査を二次審査として行うものとする。なお一次審査を実施する場合においては、一次審査は事務局にて行い、審査委員会の承認を経て決定する。この際、一次審査における評価は二次審査に影響しないものとする。

(3) 書類審査

提案事業者が4者以上であり、一次審査として書類審査を実施する場合、書類審査は「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【1企画提案内容の的確性】【2業務体制・実績】【5見積金額】についてのみ行う。

4 審査内容

(1) 審査項目と配点

提出書類及びプレゼンテーションにより、下記の内容を審査する。詳細な評価項目は、「審査要領別紙 第5期栗東市地域福祉計画策定事業委託業務プロポーザル審査評価表」に示す。

項番	審査項目	配点
1	企画提案内容の的確性	40点
2	業務体制・実績	20点
3	プレゼンテーション	20点
4	ヒアリング	10点
5	見積金額	10点
合計		100点

(2) 評価

審査評価表の各評価項目については、下記の基準に基づき、審査委員（一次審査を実施する場合においては、事務局又は審査委員）が評価する。なお、審査委員による評価は、評価項目ごとに各審査委員の評価点の平均（小数点以下は切捨て）を算出し、当該評価項目の評価点とする。

評価	評価内容	評価点配点
A	大変優れている	10点
B	優れている	8点
C	普通である	6点
D	やや劣っている。	4点
E	劣っている	2点

5 最終評価

「4（2）評価」の基準に基づき算出した各評価項目の評価点の合計を、最終的な事業者の評価点とする。

6 優先交渉権者の選定

- (1) 最終評価点の最も高い事業者を優先交渉者として選定する。
- (2) 最終評価点と同点の場合は、審査項目【1 企画提案内容の的確性】の評価点が高い事業者を選定する。【1 企画提案内容の的確性】の評価点と同点の場合は、【5 見積金額】の評価点が高い事業者を選定する。
- (3) 提案者が1者であっても、本審査は成立するものとする。その場合において、評価点が60点以上であれば優先交渉者として選定する。
- (4) 優先交渉者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。